

令和7年度 第1回

徳島県読書バリアフリー推進協議会

別冊資料

基礎資料①	徳島県読書バリアフリー推進計画」策定までの経緯	……1
基礎資料②	国の法律（読書バリアフリー法）及び基本計画について	…2
基礎資料③	「徳島県読書バリアフリー推進計画」について	……3
基礎資料④	読書バリアフリーの取組状況について	……5

.....

【議事関係資料】

資料①	県の「読書バリアフリー推進事業」について	……9
資料②	令和7年度「読書バリアフリー推進事業計画」について	… 12
資料③	「徳島県読書バリアフリー推進計画(二期)」の策定について	…14
資料④	「徳島県読書バリアフリー推進計画(二期)」構成案	…16

※別添資料

- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）
- ・（国）読書バリアフリー基本計画（第二期）の概要
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」（第一期との新旧表）
- ・「基本的施策に係る指標」の概要
- ・「徳島県読書バリアフリー推進計画」冊子
- ・徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）策定スケジュール

令和7年6月13日
徳島県教育委員会生涯学習課

基礎資料①

「徳島県読書バリアフリー推進計画」策定までの経緯

1 国の動き

- ①平成26年(2014) 国連の「障害者の権利に関する条約」批准
- ②平成28年(2016) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
(障害者差別解消法)
- ③平成30年(2018) 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」締結承認
- ④平成30年(2018) 著作権法改正

【著作権法改正の概要】

- (1)視覚障がい者等のために書籍の音訳等を著作権者等の許諾なく行うことを認める。
- (2)対象を視覚障がい者のほか、発達障がい者、肢体不自由等により書籍を持てない者も含む。
- (3)音訳等を行える団体等として、障がい者施設、図書館等の公共施設の設置者、一定の条件を満たすボランティア団体等も加わる。
- (4)インターネットによる配信やデータのメール添付による送信を認める。

- ⑤令和元年(2019)6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法) 施行
- ⑥令和2年(2020)7月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的計画」(読書バリアフリー基本計画) 策定

2 県の動き

①令和3年(2021)1月 「徳島県読書バリアフリー推進協議会」設置

- (1)第1回協議会(令和3年1月25日(月))
 - ・「徳島県読書バリアフリー推進協議会の設置」及び「視覚障がい者等の読書に関する現状と課題」について
 - ・委員からの意見聴取及び協議
- (2)第2回協議会(令和3年2月19日(金))
 - ・「徳島県読書バリアフリー推進計画」骨子案について
 - ・委員からの意見聴取及び協議
- (3)第3回協議会(令和3年5月28日(金))
 - ・「徳島県読書バリアフリー推進計画」骨子案に係るパブリックコメントの実施結果について
 - ・「徳島県読書バリアフリー推進計画(案)」について

②令和3年(2021)7月 「徳島県読書バリアフリー推進計画」策定

基礎資料②

国の法律（読書バリアフリー法）と基本計画について

1 目的

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 「視覚障害者等」の定義について

視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む)について、視覚による表現の認識が困難な者

3 計画策定についての規定

○国（法第7条）

「基本計画を定めなければならない。」

○地方公共団体（法第8条）

「基本計画を勘案して（中略）計画を定めるよう努めなければならない。」

4 地方公共団体における計画策定の留意点

- ①国計画は、当面の取組の方向性を示したもの。対象期間は令和2年度から令和6年度までとする。
- ②国においても、引き続き関係者による協議会を設置し、課題の解決に向けた取組を実施していく方針。実施にあたって国は必要な財源の確保に努める。
- ③対象者である視覚障害者等には、盲、弱視（ロービジョン）、盲ろう、発達障害、肢体不自由等、様々な特性があることを踏まえて取り組むこと。
- ④聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も認識して取り組むこと。
- ⑤国、地方公共団体、公立図書館、社会福祉法人、教育機関、企業等の関係者相互の連携及び協働が重要。
- ⑥策定にあたっての各種会議の構成員には、視覚障害者等の読書環境の整備を支援する団体の関係者や視覚障害等当事者が含まれるよう努めること。
- ⑦当面の取組の方向性を示した計画を策定の上、策定後も実態把握の実施や定期的な評価、より具体的な目標や達成時期等についての検討をすること。
- ⑧市町村に対しても計画策定を働きかけること。
- ⑨支援施策についてHP・SNS・広報誌等による周知活動に努め、周知にあたってはテキストや点訳データの準備など、障害特性を考慮した対応をすること。

基礎資料③

「徳島県読書バリアフリー推進計画」について

1 目的

視覚障がい等により、読書や図書館利用が困難な方々の読書環境を整備・充実させることによって、障がいの有無に関わらず、全ての県民が等しく文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を図ることを目的とする。

2 対象者

- (1) 読書や図書館利用に困難のある視覚障がい者、発達障がい者、知的障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者。
- (2) 障がい者手帳の所持の有無は問わない。

3 計画期間

令和3年度～令和7年度の5年間

4 基本的な施策の方向

- (1) アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保** つくる・そろえる
(アクセシブルな＝利用しやすい)

- ・ 点字図書館、公立図書館、大学図書館、学校図書館における書籍の充実
- ・ 障がいの特性や程度に応じた、様々な分野の書籍等の充実
- ・ 相互貸借できるための連携体制の構築
- ・ 若年者の製作人材の育成（高校生の音訳・点訳講習会、製作体験）
地域における製作人材の育成、継続的な活動の検討
- ・ 多様な関係者による効率的な製作体制の検討
- ・ 製作を行う者への製作手順の共有、効率化

- (2) アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援** つかう

- ・ 「国立国会図書館視覚障がい者等用データ送信サービス」、「サピエ図書館」（視覚障がい者等が利用できるインターネット図書館）の利用促進
- ・ 一人一台端末を活用した、児童生徒のマルチメディアデイジー図書（音声、文字、画像で楽しめるデジタル図書）等の利用促進
- ・ 様々なバリアフリー図書や読書支援機器の貸出、体験機会の確保
- ・ 中途視覚障がい者等への読書支援機器の周知
- ・ 様々なバリアフリー図書の紹介
- ・ ICTスキルの習得支援、そのための人材育成及び公立図書館等職員への研修の実施

(3)読書を支援する環境の充実と人材の養成

ささえる・ひろげる

- ・図書館等のバリアフリー化、障がい者サービスの充実
- ・点字図書館と公立図書館等とのネットワークの構築
- ・学校図書館を活用した読書支援の充実のため、司書教諭・学校司書及び図書館サポーターの配置促進
- ・読書や図書館利用が困難な児童生徒に対する公立図書館の利用方法の習得支援、そのための点字図書館・公立図書館・学校図書館の連携
- ・読書及び図書館利用を支援する職員への障がい者サービスに関する研修の実施、ピアサポートできる司書及び職員の育成及び環境整備
- ・「図書館サポーター養成講座」において、視覚障がい者等への読書支援に関する講座開設
- ・読書バリアフリーについての県民への理解促進

基礎資料④

読書バリアフリーの取組状況について

Ⅰ 令和3年度

	【国の動き】	【県の動き】
4月	○「読書バリアフリー 啓発用リーフレット」 各都道府県に配布	
7月		★「徳島県読書バリアフリー推進計画」策定 ☐ 「高校生のための音訳講習会」開催 （ひろがる読書推進事業）
10月		★「読書バリアフリー推進事業」開始 ☐ 貸出用デイジー図書再生機器 「プレクストーク」等整備、貸出開始 ☐ 「図書館サポーター養成講座」 ・視覚障がい等のある児童生徒への読書支援 の講座を追加（ひろがる読書推進事業）
11月		☐ 「第1回公立図書館等職員研修会」 ・プレクストークの操作実習 ・サピエ図書館について(講演)
12月		☐ 音訳図書製作体験開始（～1月） （城北高校放送部）
2月		☐ 「第2回公立図書館等職員研修会」 ・県立図書館、徳島市立図書館の障がい者サ ービスについて(発表と意見交換) ・鳥取県立図書館の取組について(講演)
3月	○読書バリアフリー ウェブサイト開設 （学校図書館等におけ る読書バリアフリーコ ンソーシアム）	

2 令和4年度

	【国の動き】	【県の動き】
4月		○各学校・公立図書館等へ「読書バリアフリーコンソーシアムのウェブサイト開設」について周知
7月		○「バリアフリー図書セット」の貸出開始
8月		☐ 「図書館サポーター養成講座」 ・視覚障がい等のある児童生徒への読書支援の講座を開催（ひろがる読書推進事業） ☐ 「高校生のための音訳・点訳講習会」開催（ひろがる読書推進事業）
11月		○「第1回公立図書館等職員研修会」 ・サピエ図書館の利用方法(実習) ・国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの利用方法（講演）
12月		○音訳図書製作体験開始（～2月） （鳴門高校放送部）
1月	○「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」公開シンポジウム開催（オンライン）	○各学校、公立図書館等へ「読書バリアフリーコンソーシアム公開シンポジウム」の開催について案内
3月		○「第2回公立図書館等職員研修会」 ・読書サポート入門（講演） ・読書が困難な方々との意見交換 ○読書バリアフリー啓発ポスター作成

3 令和5年度

	【国の動き】	【県の動き】
4月	令和5年度「読書バリアフリーコンソーシアム」の公募開始	○市町村訪問で、各教育委員会や関係機関に読書バリアフリー啓発ポスター・チラシ配布と掲示の依頼 ○各学校・公立図書館等へ「読書バリアフリーコンソーシアム」公募について案内
5月		○学校図書館協議会で、バリアフリー図書セット貸出について説明、読書バリアフリー啓発ポスター配布と掲示を依頼
7月		○「第1回公立図書館等職員研修会」 ・読書の可能性と未来について（講演） ・読書バリアフリーの現状と課題（講演）
8月		□「図書館サポーター養成講座」 ・視覚障がい等のある児童生徒への読書支援の講座を開催（ひろがる読書推進事業） ○「高校生のための音訳・点訳講習会」開催
12月		○音訳図書製作体験（～2月） （城ノ内中等教育学校（高等部）放送部）
2月	令和6年度「読書バリアフリーコンソーシアム」の公募開始	○各学校・公立図書館等へ「読書バリアフリーコンソーシアム」公募について案内 ○「第2回公立図書館等職員研修会」 ・ミニ福祉機器展（展示・説明） ・読書の多様性を支える仕事をどう作っていくか（講演）
3月		○読書バリアフリー啓発ポスター作成

4 令和6年度

	【国の動き】	【県の動き】
4月		○市町村訪問で、各教育委員会や関係機関に読書バリアフリー啓発ポスター・チラシ配布と掲示の依頼 ○高校放送部顧問会議で音訳図書製作体験校（1校）の依頼
5月		○学校図書館協議会で、バリアフリー図書セット貸出について説明、読書バリアフリー啓発ポスター配布と掲示を依頼
7月	関係者協議会① 基本計画（第二期）に向けた意見聴取	□「図書館サポーター養成講座」 ・視覚障がい等のある児童生徒への読書支援の講座を開催（未来につなぐ読書推進事業）
8月	各省庁等会議① 基本計画（第二期）素案の確認	○「高校生のための音訳・点訳講習会」開催
9月		○第1回公立図書館等職員研修会
10月	関係者協議会② 基本計画（第二期）の案の確認	○OUR徳島10月号にバリアフリー図書の記事を掲載 ○「あどばいすタイム」で読書バリアフリーの内容についてオンデマンド配信
12月	関係者協議会③	○音訳図書製作体験（～2月） （徳島市立高等学校放送部）
1月	パブリックコメント	
2月	各省庁等会議② 基本計画（第二期）案の了解 令和7年度「読書バリアフリーコンソーシアム」の公募開始	○第2回公立図書館等職員研修会 ○各学校・公立図書館等へ「読書バリアフリーコンソーシアム」公募について案内
3月	基本計画（第二期）公表	

資料①

県の「読書バリアフリー推進事業」について

1 目的

「徳島県読書バリアフリー推進計画」における3つの基本的な施策の方向に基づき、視覚障がい、発達障がい、知的障がい、上肢障がい等により、活字による読書や図書館利用が困難な方々の読書環境を整備・充実させることによって、障がいの有無に関わらず、全ての県民が等しく文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に向け、関係機関と連携して事業に取り組む。

2 事業委託先

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 視聴覚障がい者支援センター

※厚労省補助事業活用

「地域生活支援促進事業（地域における読書バリアフリー体制強化事業）」

3 事業内容

(1) アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保 つくる・そろえる

高等学校での音訳図書製作体験

高校生のための点訳・音訳講習会

音訳図書等の製作を担うボランティアの高齢化及び新規人材の育成が課題となっていることから、高等学校放送部等において、作成したデージー図書を視覚障がい者等に利用していただくことを目途に、音訳図書の製作体験を実施し、若年者の製作人材育成を図る。

(2) アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援 つかう

公立図書館等における読書支援機器・バリアフリー図書の利用促進

視覚障がい者等の活字による読書が困難な方々が、読書支援機器や様々なバリアフリー図書を利用して読書に親しむことができるよう、公立図書館等に「デージー図書再生機器」及び「バリアフリー図書セット」の貸出体制を整備し、広く県民の皆様に体験していただくことで、様々な障がいの方に利用いただけるよう取組を進める。

(3) 読書を支援する環境の充実と人材の養成 ささえる・ひろげる

公立図書館等職員研修

視覚障がい者等が身近な地域の図書館を利用しやすい環境づくりを図るため、公立図書館等職員を対象に、読書支援機器・端末機器の操作方法、障がい特性に応じた読書媒体や支援ツールの知識、サピエ図書館の利用方法等の、障がい者サービスの知識習得のための研修を行うとともに、点字図書館や公立図書館等の連携体制を構築する。

成果指標 (令和7年3月までの実績)

	成果指標	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 目標	
(1) つくる・そろえる	点字図書館のアクセシブルな書籍等〈タイトル数〉	21,834	22,017	22,158	22,367	22,654	22,834	
	年間貸出数	7,175	6,313	5,158	3,427	4,282	7,200	
	点字図書館のアクセシブルな書籍等のサピエ図書館への年間アップロード数	95	87	83	68	117	100	
	県立図書館のデージー図書・マルチメディアデージー図書〈タイトル数〉	464	486	522	554	598	565	※
	年間貸出数	20	83	105	121	166	40	
	県立図書館の音声読み上げ対応電子書籍〈タイトル数〉	333	388	535	773	1,415	433	※
	点訳・音訳奉仕員の年間養成者数	20	8	13	24	12	30	
(2) つかう	高校生の点訳・音訳講習会及び製作体験 参加者数 累計	—	17	53 R4 36	80 R5 27	106 R6 26	100	※
	サピエ会員（個人会員）登録者数	111	111	117	121	126	150	
	点字図書館の利用登録者数	729	725	712	717	712	850	
(3) ささえる・ひろげる	点字図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の延べ貸出回数	8	11	4	6	5	50	
	公立図書館等へのバリアフリー図書セットの貸出件数 累計	—	—	5	17 R5 12	25 R6 8	50	※
	図書館職員等への読書バリアフリー関連講座や研修会の受講者数 累計	—	59	133 R4 74	231 R5 98	356 R6 125	150	※
	R4 公立図書館等職員研修会 44名 図書館サポーター養成講座 30名 R5 公立図書館等職員研修会 64名 図書館サポーター養成講座 34名 R6 公立図書館等職員研修会 94名 (第1回目職員研修会のみ) 図書館サポーター養成講座 31名							

※累計

成果と課題

1 成果

- ・点字図書館及び県立図書館を中心に、障がい者のための貸出し用図書の充実を図り、点字図書館内のアクセシブルな書籍等、また県立図書館のデージー図書・マルチメディアデージー図書の所蔵数は増加している。また、音声読み上げ対応電子書籍数も目標数を上回ることができた。
- ・若年者の製作人材の育成のため、令和3年度から県内高校放送部を対象とした音訳図書の製作体験を行うとともに、バリアフリー図書の周知と利用促進を目指し、高校生のための音訳・点訳講習会を実施した。令和6年度には目標値を達成する体験参加者数となり、高校生等の若い世代をはじめ、学校関係者や県民への啓発にもつながった。
- ・点字図書館内に「バリアフリー図書セット」を整備、拡充し、貸出を実施。令和6年度末にはバリアフリー図書セット8セットを整備し、広く県民に周知し体験する機会を設け、視覚障がい者等の読書機会の充実を図った。
- ・点字図書館と公立図書館の連携体制の構築のための連携会議の開催、公立図書館等職員を対象とする、視覚障がい者等の読書支援に係る研修を実施。また、学校図書館のサポート人材を養成する「図書館サポーター養成講座」の中でも、障がい者の読書支援方法等の研修を行い、令和6年度までの受講者数は目標値を上回り、読書を支援する人材の育成を進めることができた。

2 課題

- ・アクセシブルな書籍等の製作を担うボランティアの方の高齢化に伴い、若年層などのボランティア人材の育成は今後も継続する必要がある。また、製作にはたいへんな手間がかかることから、製作する方の負担軽減への取組も課題である。
- ・障がい者(特に中途障がい者等)の方も、読書支援機器の活用方法や「サビエ図書館」など、インターネット上の電子図書館サービスの利用方法について知らない方もいることが予想されることから、読書支援機器の操作方法やインターネット電子図書館サービスの利用方法の周知を広く行う必要がある。
- ・視覚障がい者等の読書機会の充実を図るため、バリアフリー図書セットの貸出について、今後も広く周知を行うとともに、体験会等の事例を紹介するなど、貸出、活用の促進に努める。

資料② 令和7年度の事業計画

Ⅰ 令和7年度「読書バリアフリー推進事業」

- (1) 高等学校での音訳図書製作体験 (継続)
- (2) 高校生のための音訳・点訳講習会 (継続)
- (3) バリアフリー図書セットの整備・貸出 (継続・拡充)
- (4) 公立図書館等職員研修 (継続・拡充)
- (5) 特別支援学校の読書バリアフリー推進(新規)
 - ・特別支援学校の学校図書館におけるバリアフリー図書の整備、誰もが利用しやすい図書館の環境作りの支援
- (6) 普及・啓発 (継続)
 - ・総合教育センター1階マナビィセンターに「りんごの棚」設置、バリアフリー図書の貸出
 - ・市町村訪問や事業説明会、連絡協議会などに出向き、市町村教育委員会や学校関係者に対して、バリアフリー図書の説明を行い、バリアフリー図書セットの活用を推進
 - ・図書館や公共施設、商業施設などで、バリアフリー図書の体験会実施
 - ・公立図書館・学校図書館等への「りんごの棚」設置の啓発
 - ・バリアフリー図書セットの貸出に関する好事例を紹介

高等学校での音訳図書製作体験

内 容：録音図書の製作に必要な知識と技術を学び、録音図書の製作を体験する。

実施期間：令和7年12月から令和8年2月までの間（予定）全6回12時間

体験者：徳島県立阿波高等学校放送部員

※令和7年4月22日（火）14:30～ 高校放送部顧問会議にて

「読書バリアフリー推進事業」の説明及び体験校（1校）の依頼

会 場：阿波高等学校・徳島県立障がい者交流プラザ

講 師：視聴覚障がい者支援センター職員

高校生のための音訳・点訳講習会

(1) 点訳講習会

日 時：令和7年8月5日（火）14:00～16:30

場 所：あわぎんホール4階 会議室2・3

講 師：視聴覚障がい者支援センター職員

内 容：点字の基礎、点訳のルール、点字盤を使った点字体験など

(2) 音訳講習会

日 時：令和7年8月6日（水）14:00～16:30

場 所：あわぎんホール4階 会議室2・3

講 師：視聴覚障がい者支援センター職員

内 容：デイジー図書について、専用ソフトを使った録音体験など

公立図書館等における読書支援機器・バリアフリー図書の利用促進

内 容：①デージー図書再生機器の貸出（R4整備）

②バリアフリー図書セットの整備・貸出(R4整備、R5拡充)

音声デージー図書、マルチメディアデージー図書、

点字図書等30タイトル程度を8セット整備

※R5～マルチメディアデージー用のタブレット拡充

貸出対象：公立図書館、学校図書館、特別支援学校等

貸出内容：公立図書館等における展示や体験会等への貸出

公立図書館等職員研修会等への貸出

各学校の授業や「総合的な探究の時間」等への貸出

周知方法：「バリアフリー図書セットチラシ」（別添資料）

「読書バリアフリー啓発ポスター」（別添資料）

※①、②について市町村訪問、学校図書館協議会において、配付及び説明。

公立図書館等職員研修 年2回開催

①第1回研修会

(1)日 時 令和7年9月19日（金）10:00～15:30

(2)場 所 徳島県立21世紀館1階 イベントホール（ハイブリット開催）

(3)内 容

<午前> 講義 対面

演題 「障がい特性について～心のバリアフリ～（仮）」

講師 徳島県保健福祉部障がい福祉課

主任主事 藤倉 緋子 氏

<午後> 講義 対面

演題 「図書館における視覚・聴覚障がい者に対する配慮について（仮）」

講師 徳島県立障がい者交流プラザ

視聴覚障がい者支援センター

主任支援員 阪井 紀夫 氏

主任支援員 芝高 薫 氏

視覚障がい者（未定）

聴覚障がい者（未定）

②第2回研修会

(1)日 時 令和8年2月 10:00～15:30

(2)場 所 徳島県立障がい者交流プラザ3階 研修室

(3)内 容

<午前> 講演 ハイブリット方式

演題 「鳥取県の読書バリアフリー推進の取組について」

講師 鳥取県立図書館情報相談課 係長 小林 みちる 氏

鳥取県ライトハウス点字図書館

情報支援員（読書支援） 山口 祐子 氏

<午後> 意見交換会 「徳島県の読書バリアフリーについて」

アドバイザー 鳥取県立図書館情報相談課

係長 小林 みちる 氏

鳥取県ライトハウス点字図書館

情報支援員（読書支援） 山口 祐子 氏

資料③ 「徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）」の策定について

1 県計画策定の趣旨

国において令和7年3月に第二期の「視覚障害者等の読書環境の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）が策定されたことを受け、県においても「徳島県読書バリアフリー推進計画」期間中（R3.7～R7.3）の進捗状況を踏まえ「徳島県バリアフリー推進計画（第二期）」（R8.3～）を策定する。

※国の第二期基本計画について

第二期の基本計画では、第一期の基本計画に記載した視覚障害者等の読書環境の整備に係る様々な取組を中心に、第一期基本計画期間中の進捗状況を踏まえ、内容の更新とともに、新たに補足・追記を行う。今後、本基本計画において新たに設定した「基本的施策に関する指標」を中心に進捗状況の確認を行いながら、取組を進める。

2 計画期間

令和8年4月から概ね5年間（現計画：令和3年～令和7年）

3 策定スケジュール（予定）

- 6月 第1回推進協議会（次期計画構成案等について）
- 10月 第2回推進協議会（素案の検討）
- 11月 議会 文教厚生委員会に「素案」報告〔事前〕
- 12月 パブリックコメント実施
- 1月 第3回推進協議会（計画案の検討）
- 2月 議会 文教厚生委員会に「計画案」報告〔事前〕
- 3月 推進計画（第二次）策定

（国）読書バリアフリー基本計画（第二期）の概要

【構成】

I はじめに II 基本的な方針 III 施策の方向性 （新）IV 基本的施策に関する指標
V おわりに

【基本計画の対象】

- ・視覚障がい者
- ・読字に困難がある発達障がい者 （新）（ディスレクシア）
- ・寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい者
- ・眼球使用が困難である身体障がい者

【施策の方向性】

1. 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制整備等

（1）アクセシブルな書籍等の充実

（新）アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上の方法の共有、積極的活用

（2）円滑な利用のための支援の充実

（新）学校図書館活用の効果的な実践例の収集

（新）視覚障がい等の児童生徒を支援のため、アクセシブルな書籍の充実を促す

(3) 新その他

公立図書館等でのアクセシブルな書籍等を紹介するコーナーの設置を促進

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

新視覚障がい者だけでなく、読字に困難がある発達障がい者（ディスレクシア）等や肢体不自由な者も「みなサーチ」等のシステムを利用できることを周知

※「みなサーチ」・・・視覚障がい者等用データ送信サービスの利用の窓口

新ICTサポートセンターや特別支援学校の学校図書館のサピエ会員の加入促進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援

(1) 製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援

新アクセシブルな書籍の製作技術の向上を図る研修の充実

(2) 出版者からの製作者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備への支援

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等

(1) 技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進

(2) 著作権者と出版者との契約に関する情報提供

(3) 出版者からの書籍購入者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備に関する検討への支援

(4) その他

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

新すべての児童生徒を含む読書困難者が、情報端末を利用して、容易に電子書籍等を利用できるICTの環境整備

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等

(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

新高度・多様化する障がい者サービスやICT技術等の進展に対応した研修

(2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ制作者等の人材の新確保と養成

【新基本的施策に関する指標】

関係する施策の進捗状況を把握するため「基本的施策に関する指標」を設ける。

資料④ 「徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）」構成案

○目次

○第1章 計画の策定にあたって（計画策定の趣旨とその背景）（P1～2）

1 計画の位置づけ（P1）

2 他の計画との関係

本計画は、「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第5次推進計画〕」（令和6年10月策定）及び「徳島県障がい者施策基本計画（2024年度～2029年度）」（令和6年3月策定）における基本理念や方針と連携、整合を図り、視覚障がい者等のバリアフリー環境を実現するための具体的な事項を定める。

3 計画の対象者

本計画は、読書や図書館利用に困難のある、視覚障がい者（盲、弱視、盲ろう等）、識字に困難がある発達障がい者（ディスレクシア等）、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である者（以下、「視覚障がい者等」という。）を対象とする。

4 計画の推進・評価（P2）

（1）計画期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間とする

（2）推進体制

本計画に基づき、市町村関係部局や福祉・障がい者関係団体、図書館、ボランティア等と連携・協働し、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境を実現するための施策を推進

（3）計画の周知

- ・県のホームページ等で情報発信
- ・分かりやすい内容となるよう工夫
- ・点字版や音声読み上げに対応したテキストデータを作成し、広く周知

（4）評価

定期的に成果指標の進捗状況を把握、評価、必要に応じて見直しを行う

○第2章 視覚障がい者等の読書に係る現状（P3～P8）

1 法律及び施策について（P3）

（1）国の状況

- ・基本計画（第一期）策定後、基本計画に記載の各施策の課題解決、及び促進に向けた取組を進める
- ・令和4年「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が公布・施行
- ・令和6年4月から障害者差別解消推進法の改正法が施行され、社会全体として情報保障への関心が高まる
- ・「視覚障害者等の読書環境の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）第二期が策定され、施策の進捗状況の把握、課題の解決に向けた取組を実施

(2) 本県の状況(P3~P4)

- ・第一期推進計画の取組
- ・第一期推進計画の成果と課題(進捗状況)

2 視覚障がい者等が利用しやすい書籍について(P4~P6)

3 視覚障がい者等の読書を支援する体制について(P6~P8)

(1) 視聴覚障がい者支援センターや公立図書館等における支援の状況

(2) サピエ図書館について

(3) 国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスについて

③国立国会図書館障害者用資料検索(みなサーチ)について

視覚障がい者等用データ送信サービスの利用の窓口

(4) 点訳・音訳図書等の製作

(5) ICTスキル習得の支援

○第3章 計画の基本方針(P9~11)

1 計画の基本的な考え方(P9~10)

読書は、障がいの有無に関わらず、一生涯にわたって、県民の学びや成長を支え、教育や就労を実現する重要な活動である。「読書バリアフリー」の推進により、障がいの有無に関わらず、全ての県民が等しく読書や活字に触れることができる環境の実現を目指すとともに、それを支えるサポート人材の養成や確保を図る。

2 施策の基本的な方向(P10~11)

(1) アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保

障がいの特性や程度に応じた、様々な分野のアクセシブルな書籍等の充実を図るとともに、関係者の連携体制を構築し、製作人材の育成・確保を図ります。

(2) アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援

視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍等をいつでもどこからでも入手できるよう、サービスの周知や、読書支援機器の入手及び利用方法習得のための支援体制を整備します。

(3) 読書を支援する環境の充実と人材の養成

視覚障がい者等が図書館を円滑に利用するための環境づくりを促進するとともに、利用を支援する関係者の養成・資質向上、共生社会実現の気運醸成を図ります。

○第4章 施策の方向性(P12~19)

1 アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保

つくる・そろえる
(P12~)

〈基本的な考え方〉

障がいの特性や程度によって利用可能な本の形態は異なるため、様々な障がいに対応したアクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上を図ります。

また、個人の学びや成長を支え、教育活動・就職活動・職業生活等の人生のあらゆる段階において、書籍を通じて情報を入手し、専門的知識が得られるよう、多様な分野のアクセシブルな書籍等の充実を図ります。

さらに、視覚障がい者等のニーズに応じた書籍の製作が継続的にできるための環境整備を進めるとともに、製作人材の育成・確保に努めます。

〈具体的な施策〉

(1) アクセシブルな書籍等の充実及び連携体制の構築(P12)

- ・点字図書館、公立図書館、大学図書館、学校図書館における書籍の充実
- ・障がいの特性や程度に応じた、様々な分野の書籍等の充実
- ・相互貸借できるための連携体制の構築

(2) 製作人材の育成・確保及び製作環境の整備(P13～14)

- ・若年者の製作人材の育成（高校生の音訳・点訳講習会、製作体験）
地域における製作人材の育成、継続的な活動の検討
- ③ 幅広い年齢層への、体験を通じた音訳・点訳への理解促進
- ・多様な関係者による効率的な製作体制の検討
- ・製作を行う者への製作手順の共有、効率化

2 アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援

つかう

(P15～)

〈基本的な考え方〉

視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍等をいつでもどこからでも入手できるよう、サピエ図書館等のサービスの周知を図るとともに、その利用に係る読書支援機器及び端末機器の入手や、利用方法の習得を支援するため、図書館関係者、ICT関係者、福祉部局等の連携体制を強化します。

〈具体的な施策〉

(1) アクセシブルな書籍等の入手支援(P15～16)

- ・「国立国会図書館視覚障がい者等用データ送信サービス」、「サピエ図書館」（視覚障がい者等が利用できるインターネット図書館）の利用促進
- ③ 視覚障がい者だけでなくディスレクシア等や肢体不自由な者など視覚による認識が困難な者も利用できることを含め、アクセシブルな書籍等の総合的な検索システム（みなサーチ）等のシステムの十分な周知と、利用に向けての支援を行う
※点字図書館、ICTサポートセンター、特別支援学校の学校図書館を含む公立図書館との連携等
- ・一人一台端末を活用した、児童生徒のマルチメディアデイジー図書（音声、文字、画像で楽しめるデジタル図書）等の利用促進
- ・様々なバリアフリー図書や読書支援機器の貸出、体験機会の確保
- ・中途視覚障がい者等への読書支援機器の周知
- ・様々なバリアフリー図書の紹介
- ③ 公立図書館等において、アクセシブルな書籍等について紹介するコーナー（例「りんごの棚」）の設置を促進

(2) ICTスキルの習得支援(P16)

- ・ICTスキルの習得支援、そのための人材育成及び公立図書館等職員への研修の実施

3 読書を支援する環境の充実と人材の養成

ささえる・ひろげる

(P17~)

〈基本的な考え方〉

視覚障がい者等が、自らの興味関心や必要に応じて書籍を選び、読書を楽しむことができるよう、図書館等における円滑な利用のための環境づくりを促進します。

また、生涯を通じた学びの基本となる読書環境の整備を図るため、アクセシブルな書籍等の入手及び図書館利用を支援する人材の養成、資質向上、及び確保に努めます。

さらに、様々な障がいにより読書及び図書館利用に困難が伴うことへの、県民への理解促進、共生社会実現への気運醸成を図ります。

〈具体的な施策〉

(1) 図書館等の円滑な利用の促進(P17~18)

- ・ 図書館等のバリアフリー化、障がい者サービスの充実
- ・ 点字図書館と公立図書館等とのネットワークの構築
- ・ 学校図書館を活用した読書支援の充実のため、司書教諭・学校司書及び図書館サポーターの配置促進
- ・ 読書や図書館利用が困難な児童生徒に対する公立図書館の利用方法の習得支援、そのための点字図書館・公立図書館・学校図書館の連携

③ 学校図書館活用の効果的な実践例の収集、周知

(2) サポート人材の養成・確保(P18~19)

- ・ 司書等の図書館関係者の研修等の実施

③ 高度、多様化する障がい者サービスやICT技術等の進展に対応した研修の実施

- ・ 「図書館サポーター養成講座」において、視覚障がい者等への読書支援に関する講座開設

(3) 県民への理解促進(P19)

- ・ 読書バリアフリーについての県民への理解促進